

第6回

那須塩原市下水道審議会資料

目次

- | | |
|------------------------------|----|
| 1. 使用料検討に向けた検討手順について…………… | P1 |
| 2. 使用料体系統一の方針及び軽減措置について…………… | P2 |
| 3. 使用料体系の基本的な考え方について…………… | P6 |

1. 使用料検討に向けた検討手順について

本審議会においては、これまで使用料の統一・改定についてご審議いただきてまいりました。

使用料の統一・改定にあたっては、新しい使用料体系について検討していく必要がありますが、今後決定する必要がある事項は以下のものが挙げられます。

【使用料体系の検討にあたって、必要な審議事項】

①使用料体系の統一

⇒第3回審議会で決定

②目標経費回収率の設定

⇒第5回審議会から継続審議中【第5回審議会で提示した Case1（経費回収率 100%）・Case2（経費回収率 97.3%）に絞り込んで第7回以降の審議会で審議予定）

③使用料体系の統一について（塩原地区の使用料体系のあり方・軽減措置について）

⇒第6回審議会で審議予定

④使用料体系の前提条件（基本使用料の設定、水量区分等）

⇒第7回審議会にて審議予定

⑤新使用料体系案

⇒第7回・第8回審議会にて審議予定

2. 使用料体系統一の方針及び軽減措置について

(1) 使用料体系の方針について

下水道事業においては、「雨水公費・汚水私費」の原則の下、汚水処理に要する維持管理費と資本費のうち、総務省が定める繰出基準を控除した経費（以降「使用料対象経費」と称する）が、使用料収入により賄う経費とされています。

公営企業である下水道事業は、この使用料対象経費を使用料収入で全額賄うことが求められますが、那須塩原市の下水道事業については、経費回収率（＝使用料収入÷使用料対象経費）は86.3%（平成25年度）に留まっており、経費回収率100%を速やかに達成する必要があります。

一方で、那須塩原市下水道事業の使用料体系は、合併前の使用料体系を踏襲し、3地区に分かれた使用料体系となっていますが、特に塩原地区については、旅館・ホテル等のような大規模排水者の占める比率が高い地域的な特性と、旧塩原町が採用していた逡減制による使用料体系により、黒磯地区と西那須野地区に比べて、使用料の水準が低くなっており、那須塩原市下水道事業が、経営健全化に向けて経費回収率100%を目指すうえで、大きな懸案事項になっているといえます。

表-2.1 地区別の使用料水準(平成25年度)

項目/地区名	黒磯地区	西那須野地区	塩原地区	合計
有収水量(千m ³ /年)①	3,609	2,659	1,004	7,272
調定額(千円/年)②	502,132	355,230	99,844	957,206
使用料単価(円/m ³) ②÷①	139.15	133.62	99.49	131.65

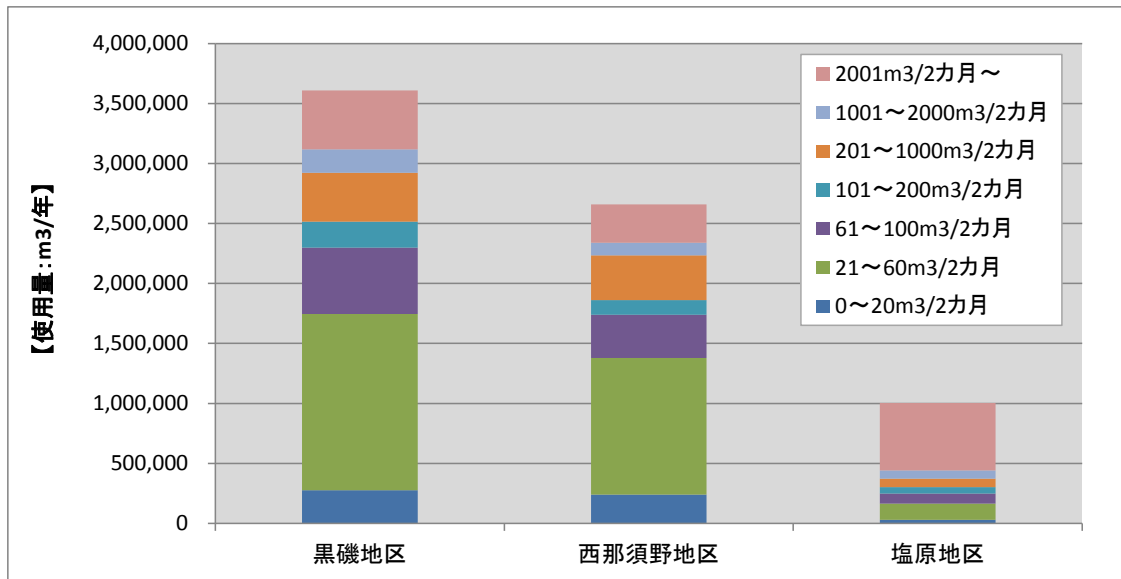


図-2.1 使用水量実績（地区別・使用水量区分別 平成 25 年度）

このような下水道経営の健全化の観点から、今回の使用料改定においては、塩原地区のような逡減制ではなく、黒磯地区と西那須野地区の使用料体系に準拠した、累進制を採用する必要があるものと考えられます。

【今後の使用料体系設定のポイント】

- ◆下水道事業は、経費回収率（＝使用料収入÷使用料対象経費）100%を達成する必要があるが、那須塩原市下水道事業の経費回収率は86.3%に留まる。
- ◆塩原地区は、黒磯、西那須野の両地区に比べて、使用料の設定水準が低く、那須塩原市下水道事業が経費回収率100%を達成するうえでの懸案となっている。
- ◆塩原地区の使用料の水準が低い要因は、大規模排水者が占める割合が高いことと、逡減制の現行使用料体系にある。
- ◆下水道経営の健全化の観点から、統一後の使用料体系については、黒磯、西那須野の両地区の使用料体系に準拠した累進制を採用することが必要。

(2) 段階的な軽減措置の導入について

塩原地区に対して、黒磯地区や西那須野地区に準拠した累進制の使用料体系を導入した場合、下表のように、大規模排水者を中心に、負担額が大きく増加することが推測されます。

表-2.2 現行体系における使用水量別の負担額（税込）

【税込:消費税率10%】 単位:円

使用水量 /地区名	黒磯地区	西那須野地区	塩原地区
10m3/月	1,281 (+ 181)	1,210 (+ 110)	1,100
20m3/月	2,579 (+ 379)	2,420 (+ 220)	2,200
50m3/月	6,649 (+ 1,149)	6,270 (+ 770)	5,500
100m3/月	14,184 (+ 3,184)	13,420 (+ 2,420)	11,000
500m3/月	78,424 (+ 23,424)	75,020 (+ 20,020)	55,000
1,000m3/月	158,724 (+ 54,224)	152,020 (+ 47,520)	104,500
2,000m3/月	319,324 (+ 126,824)	306,020 (+ 113,520)	192,500

※()内は塩原地区での負担額との比較

使用料体系の改定による大幅な負担増の影響を受けるのは、主に、那須塩原市の重要な産業の一つである観光業を支える旅館・ホテル等であるため、段階的な軽減措置を導入し、塩原地区の大規模排水者の負担軽減を図ることが求められます。

【段階的な負担軽減措置の設定方針（案）】

- ①対象は、塩原地区において一定以上の水量を排出する使用者。（※基準となる水量は別途検討）
- ②軽減措置は、今回改定する使用料体系案が適用される4年間（使用料算定期間）の中で、段階的に実施するものとします。
- ③軽減措置は水道事業と同様、「軽減率」を段階的に縮小してゆく手法により実施するものとし、「軽減率」は改定4年目に軽減措置が解消するように設定します。
- ④軽減措置に伴う収入不足分は一般会計からの繰入金で補填するものとします。

軽減措置（案）による軽減額は、下記のように算定します。

【軽減措置（案）】

新使用料から旧使用料を差し引き、その差額に軽減率をかけて、軽減措置により軽減される金額を算定する。

[軽減率]

- ①1年目(平成29年度を想定) 軽減率75%
- ②2年目(平成30年度を想定) 軽減率50%
- ③3年目(平成31年度を想定) 軽減率25%
- ④4年目(平成32年度を想定)以降 軽減措置終了

【軽減措置による軽減額のイメージ】

差額が100,000円の場合			
＜軽減額＞			
1年目	2年目	3年目	4年目
75,000円	50,000円	25,000円	0円

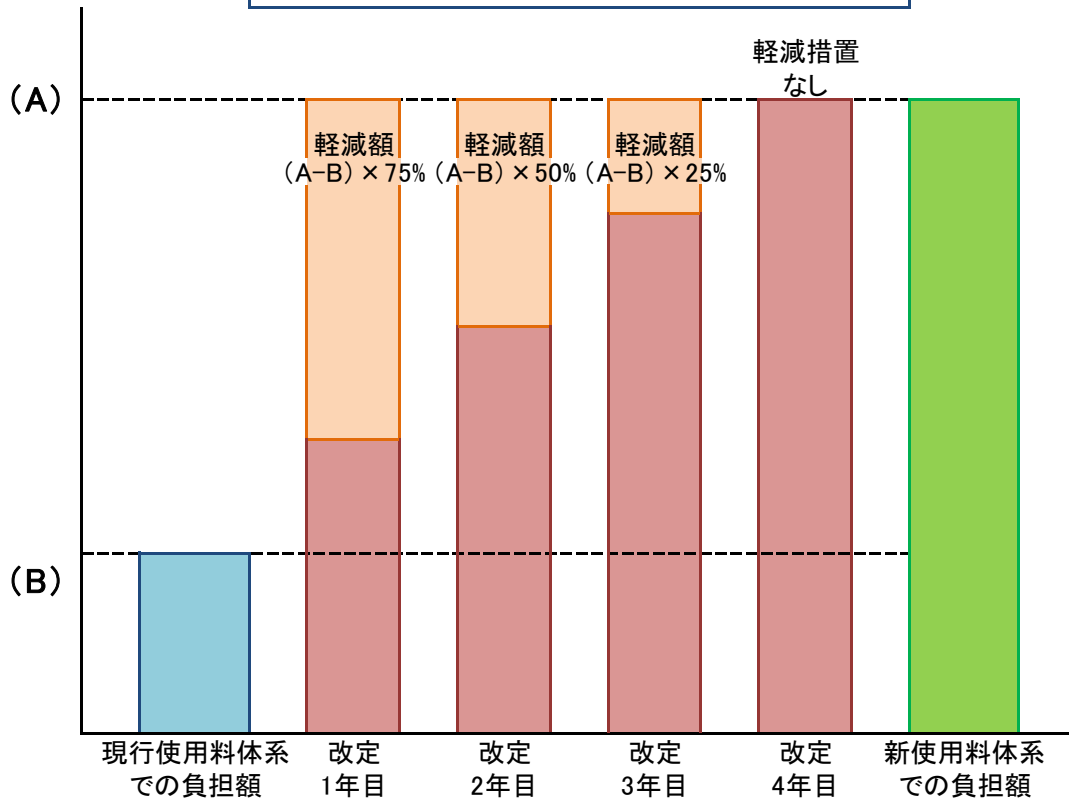


図-2.2 軽減措置による軽減額のイメージ

3. 使用料体系の基本的な考え方について

(1) 現行使用料体系の設定状況について

- ・下水道使用料体系は、「**適正な原価**」と個々の使用者の使用実態に応じて配分された「**個別原価**」に基づいて設定されることが原則です。
- ・下水道使用料の体系は、使用水量に関係なく負担する**基本使用料**と、使用水量に応じて負担する**従量使用料**とを組み合わせた**二部使用料制**となっています。

【参考】下水道法（昭和三十三年四月二十四日法律第七十九号）

（使用料）

第二十条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

使用水量に応じて使用料を算定する従量使用料体系は、下水道法の趣旨に照らして合理的ですが、使用水量が変動することに対応して使用料収入も変動することから、使用水量が過少な場合には、使用水量に関わりなく固定的に発生する経費を賄えないという事態が発生する可能性があります。

このような事態を回避し、下水道事業の経営の安定性を確保するためには、従量使用料と基本使用料とを組み合わせた二部使用料制が有効であるとされ、本市のほか多くの地方公共団体でこの手法が採用されています。

(2) 現行使用料体系の課題について

次回以降の審議会において、下水道使用料の改定案を検討するにあたって、留意する必要がある、現行使用料体系の課題を整理します。

①基本使用料と従量使用料の負担割合

基本使用料、従量使用料を定める際の基準として、使用料対象経費をその性質によって分解すると、「固定費」と「変動費」に分けることができます。

固定費…使用水量の多寡に関わりなく、下水道施設の規模に応じて固定的に必要とされる経費

(例：資本費、人件費の基本給部分など)

変動費…使用水量の多寡に応じて変動する経費

(例：動力費など)

基本的には、固定費は基本使用料で賄うのが適当ですが、施設型事業である下水道事業の特性により、使用料対象経費における固定費の割合は極めて大きいものとなっています。よって、固定費の一部を基本使用料として賦課し、他は従量使用料として賦課するのが妥当とされています。

単位:円

項	支出済額	固定費	変動費
一般管理費	160,271,737	149,527,300	10,744,437
水洗化促進費	3,012,702	2,084,715	927,987
水処理センター費	364,693,934	250,568,698	114,125,236
管渠管理費	40,647,646	35,325,487	5,322,159
流域下水道費	194,633,000	97,316,500	97,316,500
公債費	2,188,505,421	2,188,505,421	0
合計	2,951,764,440	2,723,328,121	228,436,319
構成比率		92.3%	7.7%

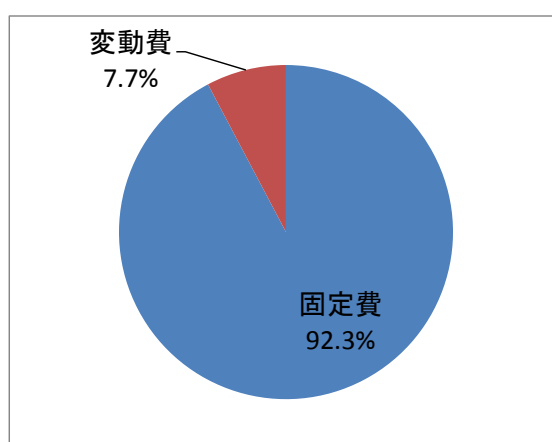


図-3.1 那須塩原市下水道事業における固定費・変動費の分類
(平成 25 年度決算額)

使用水量区分／地区・項目	全地区・合計		
	基本使用料による収入 (千円)	従量使用料による収入 (千円)	基本使用料が占める比率
0～20m ³ /2カ月	119,980	0	100.0%
21～60m ³ /2カ月	176,149	149,558	54.1%
61～100m ³ /2カ月	31,834	88,187	26.5%
101～200m ³ /2カ月	7,145	41,751	14.6%
201～1000m ³ /2カ月	4,597	113,626	3.9%
1001～2000m ³ /2カ月	629	50,989	1.2%
2001m ³ /2カ月～	514	172,248	0.3%
合計	340,848	616,359	35.6%

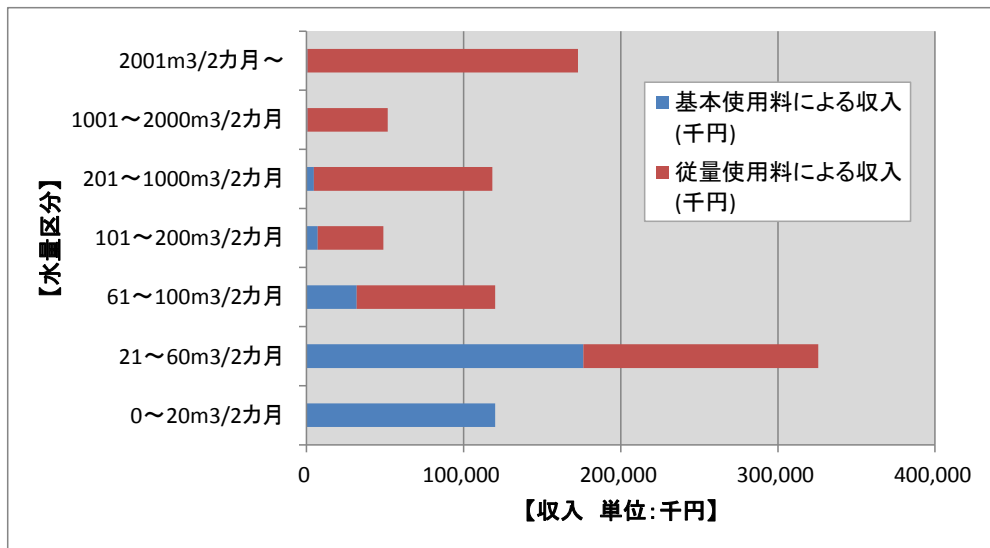


図-3.2 使用料（調定額）実績における基本使用料と従量使用料の区別
（平成 25 年度）

しかし今日では、節水型機器の導入により一人あたりの使用水量が減少傾向にあるなど、水利用の形態が変化してきており、従来のように固定費の大部分を従量使用料として賦課する手法では、安定的な使用料収入を継続的に得ていくことが困難となり、経営の安定性の確保の観点からも様々な弊害が生じてくる懸念があります。このため、使用料体系の検討に当たっては、基本使用料と従量使用料に対する固定費の配分についても考慮した設定を行っていく必要があります。

②基本使用料と基本水量について

那須塩原市の現行使用料体系は、基本使用料と従量使用料とを併用する二部使用料制が採用されています。

しかしながら、近年は、社会情勢の変化により、核家族化の進行や節水意識の向上等を受けて、基本使用料や基本水量の設定に関する様々な議論が行われており、設定を見直す自治体も現れています。

今後、使用料体系を検討する際には、基本使用料と基本水量の設定についても、検討する必要があるものと考えられます。

【基本使用料と基本水量の見直し例】

①基本水量の切り下げ（例 10m³/月→8m³/月）

<栃木県内での実績>

8m³/月：足利市、5m³/月：日光市

②基本水量の廃止

<栃木県内での実績>

下野市

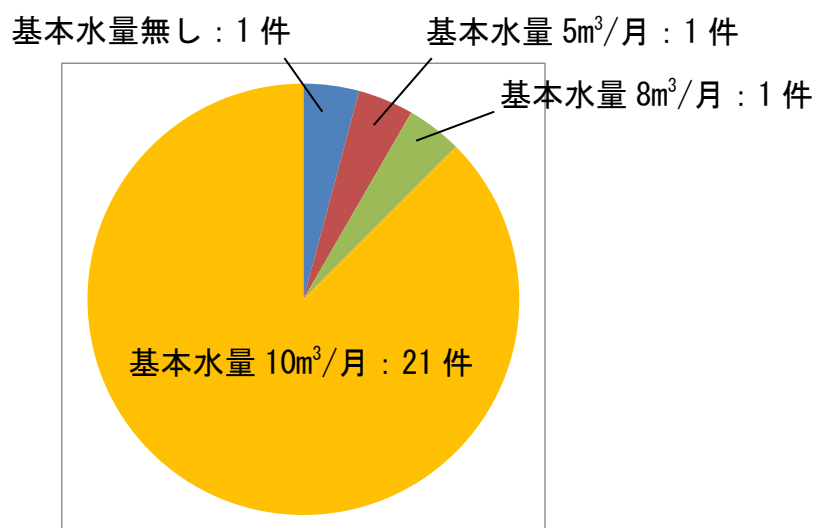


図-3.3 下水道使用料における基本使用料・基本水量の設定状況
(栃木県内の実績)

③従量使用料の設定について

那須塩原市の現行使用料体系における従量使用料の水量区分は、黒磯地区と西那須野地区は同じ設定（４段階）となっているのに対し、塩原地区は３段階と少なく、設定されている水量も大きく異なっています。

使用料体系の統一・改定にあたっては、基本使用料・基本水量の設定、累進度の設定等も考慮しつつ、従量使用料の水量区分の設定を見直すための検討を行う方針です。

表-3.1 現行使用料体系 下水道使用料表（税抜 1ヵ月当たり）

金額 単位：円

項目		黒磯地区	西那須野地区	塩原地区
基本料金(10m ³ まで)		1,165	1,100	1,000
（1立方メートル当たり） 超過料金	11～30m ³	118	110	100
	31～50m ³	126	120	
	51～100m ³	137	130	
	101～500m ³	146	140	90
	501～1,000m ³			80
	1,001m ³ ～			
従量使用料の段階数		4	4	3